

# 第2期GIGAスクール構想ネットワーク構築業務委託仕様書

令和 8 年6月

伊達市教育委員会教育部学校教育課学校教育係

## 1. 基本事項

### (1) 事業の概要と目的

本業務は、文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」と次世代の校務 DX に基づき、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現するため、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備することを目的とする。

具体的には、児童生徒 1 人 1 台端末の利用を前提とし、クラウドサービスや動画等を活用した授業、遠隔教育等に対応できる Wi-Fi 6 や 7 を利用する校内ネットワーク環境を構築する。

## 2. 全体仕様

### (1) 業務名称

第2期GIGAスクール構想ネットワーク構築業務委託

### (2) 対象となる学校

No.	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
1	伊達小学校	北海道伊達市元町 78 番地 1	21	488
2	伊達西小学校	北海道伊達市末永町 8 番地 21	18	291
3	関内小学校	北海道伊達市東関内町 78 番地 1	4	20
4	東小学校	北海道伊達市弄月町 207 番地 1	17	317
5	伊達中学校	北海道伊達市舟岡町 226 番地 12	19	455
6	光陵中学校	北海道伊達市館山町 49 番地 1	11	192
7	星の丘小・中学校	北海道伊達市松ヶ枝町 240 番地 5	9	27
8	大滝徳舜警学校	北海道伊達市大滝区優徳町 90 番地 11	6	22

### (3) 前提要件

高速・大容量ネットワークの確保	児童生徒が同時に端末を利用しても、安定した高速通信が可能なネットワーク環境を整備する。文部科学省が示す「当面の推奨帯域」を満たすこと。
拡張性・柔軟性の確保	将来的な技術進化や利用形態の変化に対応できる、拡張性・柔軟性のあるネットワークシステムを構築する。
セキュリティの確保	文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考とし、児童生徒が安心してインターネットを利用できるよう、適切なセキュリティ対策を実施する。
管理・運用の容易性	教職員が効率的に ICT を活用できるよう、管理・運用が容易なネットワークシステムを構築する。
災害時・緊急時の対応	災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により学びを継続できる環境を整備する。

### (4) ネットワーク要件

ネットワークの統合	文部科学省「次期校務 DX 環境の整備」に基づき、学習系ネットワークと校務系ネットワークを統合すること。
クラウド環境への対応	統合後のネットワークについては、クラウドサービスの利用を前提として現在利用しているプロキシ経由でのインターネットへの接続を可能とすること。
冗長構成	障害発生時にも通信が継続できるよう冗長構成を検討してもよい。

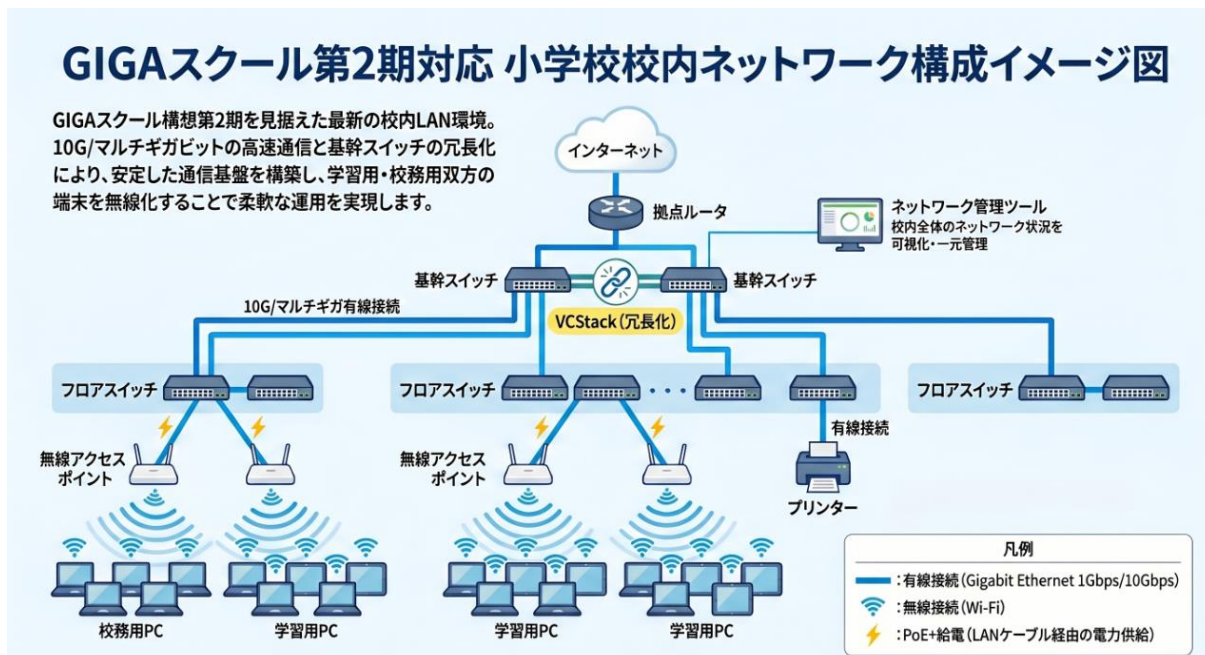
### (5) 構成機器

以下の機器類を既存の LAN ケーブルを利用し接続する。

- 拠点ルータ(ONU と接続する各学校のエッジルータ)
- 基幹スイッチ(各学校の基幹となるスイッチ)
- フロアスイッチ・エッジスイッチ・HUB(各フロアに設置するスイッチ)
- ネットワーク管理ツール
- 無線アクセスポイント
- 無線 LAN 認証装置(必要に応じて)
- その他、ネットワーク構築に必要な機器

※ 機器類の詳細仕様は別紙「機能要件一覧」のとおり

## (6) 機器構成イメージ



## (7) 既存システム及び教育ツールとの接続

以下の既存システム及び教育ツールと接続すること。

- まなびポケット
- ICCS(フィルタリングツール)
- 校務支援システム
- サイボウズ Garoon
- Google Drive【児童生徒・教員】
- AssetView
- Microsoft EntraID【教員】
- Google Workspace【児童生徒・教員】

## (8) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

※各学校の休校日に合わせて機器設置作業を行うものとする。

## (9) 業務構築費・保守運用費

上記業務期間における経費の総額は、合計 71,500,000 円(税込)を上限とする。

### 3. セキュリティ対策

#### (1) 情報セキュリティポリシー

- 本業務の実施にあたっては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(最新版)を遵守すること。
- また、市教育委員会が定める情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例等を遵守すること。

#### (2) ネットワークセキュリティ

- ネットワーク機器の管理パスワードは、初期パスワードから変更し、適切に管理すること。
- ネットワーク機器の操作ログを取得できること。
- 有事の際に迅速に状況把握と対応が可能となるように、導入機器が一元的に可視化し、管理できること。
- 基幹スイッチ・フロアスイッチ等は施錠可能な場所に設置すること。
- 適切なネットワーク設計を実施すること。

#### (3) アクセス制御

- MAC アドレスフィルタリング等により、許可されていない端末が校内 LAN に接続できないよう対策を講じること
- IEEE802.1X 認証等の認証機能を実装すること。
- 適切な設計を実施すること。

#### (4) 法令順守

- 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

### 4. 実施体制

#### (1) 責任者の配置

受注事業者は、本業務の案件責任者と作業責任者及び作業従事者を定め、書面により市教育委員会に報告すること。変更する場合も同様とする。

#### (2) 技術者要件

- 案件責任者は、ネットワーク構築の経験が 10 年以上ある者が望ましい。
- 作業責任者は、ネットワーク構築の経験が 5 年以上ある者が望ましい。
- 作業従事者は、ネットワーク構築の経験が 3 年以上ある者が望ましい。
- 学校現場での作業経験を有する者が含まれることが望ましい。

### (3) 再委託の制限

- 業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせる(以下「再委託」という。)ときは、当該業務範囲につき、あらかじめ教育委員会と相談の上承諾を得ること。また、再委託させたときは、受注者は教育委員会に対して、再委託させた者の商号又は名称その他必要な事項を通知すること。

## 5.作業計画

### (1) 現地調査

- 契約締結後、速やかに現地調査を実施すること。
- 既存設備の状況、配線ルート、電源の有無等を確認すること。
- 無線 LAN 環境整備にあたっては、電波調査を実施すること。

### (2) 作業計画書の作成

現地調査の結果を踏まえ、作業計画書を作成し、市教育委員会の承認を得ること。作業計画書には、以下の内容を含めること。

- 業務実施体制(案件責任者・作業責任者・作業従事者の氏名、役割等)
- 全体工程表(学校別の作業スケジュール)
- ネットワーク設計書(構成図、配線図等)
- 安全管理体制
- その他、市教育委員会が必要と認める事項

### (3) 作業日程の調整

- 作業日程は、市の教育委員会担当者と事前に調整すること。
- 授業への影響を最小限とするため、原則として平日の放課後、夜間、休日に作業を実施すること。
- 音の発生する作業は、特に配慮して日程を調整すること。

### (4) 既存ネットワークへの配慮

- 既存のネットワークを使用する場合は、極力停止時間を短くするよう配慮すること。

### (5) 安全管理

- 学校施設内での作業にあたっては、児童生徒の安全に十分配慮すること。
- 作業区域を明確にし、必要に応じて立入禁止措置を講じること。
- 施設・設備を損傷しないよう十分注意すること。損傷した場合は、受注事業者の負担で原状回復すること。
- 作業従事者には身分証明書を携帯させ、提示を求めた際は提示すること。

## 6.提出書類

受注事業者は、以下の書類を市教育委員会に提出すること。

提出時期	書類名	形式	部数
着工前	作業計画書(体制表、工程表含む)	電子	各1部
着工前	ネットワーク設計書(構成図、配線図)	//	//
業務完了後	業務完了報告書	//	//
業務完了後	ネットワーク構成図(完成版)	//	//
業務完了後	配線図・接続表	//	//
業務完了後	機器設定情報一覧	//	//
業務完了後	試験成績書	//	//
業務完了後	施工写真(作業前・作業後)	//	//
業務完了後	運用マニュアル	//	//

※電子媒体は市教育委員会が指定した方式や媒体で提出すること。

## 7. 検査・納品

### (1) 試験

- 事前に試験計画書を作成し、市教育委員会の承認を得ること。
- 敷設した LAN ケーブルについて、試験を実施し全て合格であること。
- ネットワークが外部通信も含めて正常に動作することを確認すること。
- 試験結果は試験成績書として市教育委員会に提出すること。

### (2) 検査

- 業務完了後、速やかに業務完了報告書を市教育委員会に提出すること。
- 市教育委員会は、提出された書類及び現地にて検査を実施する。
- 検査の結果、不備があった場合は速やかに補正すること。

### (3) 納品

- 検査合格後、「6.提出書類」に記載の書類を納品すること。

## 8. 運用保守

### (1) 保守体制

本業務において保守・運用は対象外であるが、今後の保守・運用を見据え、以下の事項について提案すること。

- 障害発生時の対応方法・復旧時間
- サポート体制(窓口、対応時間等)
- サポート内容や実施方法・頻度
- 機器の正常性・性能監視方法
- その他必要と想定されること。

## (2) 機器保証

導入する機器については、メーカー保証期間を5年とすること。

## (3) 運用マニュアル

担当者が日常的な運用・管理を行えるよう、わかりやすい運用マニュアルを作成すること。

## 9. 秘密保持

本市から知り得た情報は、本システムの提案、契約、構築、運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。

## 10. その他特記事項について

### (1) 産業廃棄物の処理

■ 本業務に伴い発生する産業廃棄物については、市教育委員会が処理する。

### (2) 損傷補償

■ 施工に当たり施設の損傷、第三者に与えた損害に対する補償は受注事業者の負担とする。

■ 施設等に損傷を与えた箇所は、市教育委員会の指示に従い速やかに原形に修復すること。

### (3) 著作権・知的財産権

本業務により作成される成果物の著作権は市教育委員会に帰属する。ただし、既存の著作物が含まれる場合は、その著作権は従前の著作権者に帰属する。

### (4) その他

■ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市教育委員会と受注事業者が協議して定めるものとする。

■ 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注事業者の負担とする。

■ 既存 NW 本調達範囲外で設定変更が発生する場合は市教育委員会と協議し対応すること。

■ 関係法令及び条例を遵守するとともに、市教育委員会と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。